

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 1 月 21 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3 件

厚生年金保険関係 3 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500475号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500223号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年6月30日の標準賞与額を55万5,000円、平成22年6月30日の標準賞与額を53万8,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月30日及び平成22年6月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年6月30日及び平成22年6月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月  
② 平成22年6月

私がA社に勤務していた時は、年2回の賞与を受け取っていたが、国の記録には、請求期間①及び②の賞与の記録が確認できなかった。

請求期間に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたことが分かる賞与明細書を持っているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書、B町から提出された請求者に係る平成21年度及び平成23年度の「個人住民税の課税状況について(回答)」により、請求者は請求期間①及び②に事業主から賞与を支給され、厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明

細書の厚生年金保険料控除額から、請求期間①は55万5,000円、請求期間②は53万8,000円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、請求者の陳述及び請求期間当時にA社の理事であった者の陳述から、請求期間①は平成20年6月30日、請求期間②は平成22年6月30日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年6月30日及び平成22年6月30日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500509号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500220号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成2年3月31日と記録されているが、当該日は会社の公休日であり、出勤はしていないが在職していたので同年4月1日が資格喪失日となり、同年3月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたはずである。同社の届出誤りが原因と思われるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者の資格喪失日は退職日の翌日であるところ、請求者は、平成2年3月31日が退職日であると主張しているが、雇用保険の記録によると、A社における請求者の離職日(退職日)は同年3月30日となっていることが確認できることから、オンライン記録と符号している。

また、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成24年2月に破産していることが確認できるが、同社の破産管財人は、請求期間当時に退職した従業員の人事記録、賃金台帳などは保管していないと陳述している。

さらに、A社における請求期間当時の代表取締役は高齢のため請求期間当時の事情について聴取することができず、同社破産時の代表取締役も連絡先が不明であり、請求者の同社における退職日及び請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

なお、A社において昭和63年3月から平成4年4月までの期間に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者についてオンライン記録で確認したところ、これらの者の資格喪失日からは、当時同社が月の末日を退職日とし、翌月初日を資格喪失日とする取扱いをしていたというような事情はうかがえない上、同社に勤務していた複数の元従業員に月の末日が公休日であった場合の同社の退職日に関する取扱いについて照会したものの、明確な回答は得られなかつ

た。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500578号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500221号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月26日の標準賞与額を16万円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月26日

A社に勤務していた請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。調査の上、記録を追加してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与賃金台帳により、請求者は請求期間に賞与を支給され、賞与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500579号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500222号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月26日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月26日

A社に勤務していた請求期間に賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。調査の上、記録を追加してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された賞与賃金台帳により、請求者は請求期間に賞与を支給され、賞与支給額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。